

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、その
翌日の日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県松くい虫被害対策実施計画

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四條第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を定めたので、同條第四項の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県松くい虫被害対策実施計画

1 松くい虫の被害対策の実施方針 (1) 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積 227,754ヘクタールのうち 52,650ヘクタールを占め海岸地帯から山間地帯まで幅広く生育しており、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果している。

海岸地帯の松林は、鳥取砂丘をはじめ東西に連なる砂丘地に海岸砂地造林が実施されており、そのほとんどは飛砂防備保安林、潮害防備保安林等に指定されており、背後地の農耕地を気象災から保護し、農作物の栽培が可能となっている。

中山間地帯の松林は、花崗岩、安山岩地帯に生育し、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等が点在する。また、山間地帯には、水源かん養保安林等に指定されている松林等高度公益機能松林が広範に分布している。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュウによる被害は、昭和47年度までは、年間の被害材積が50から100立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次表に示すとおり増加し、昭和56年度は97,880立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は27,262ヘクタールに及ぶ、漸次山間部へ被害がまん延している。被害の程度についてみると海岸地帯の松林を中心に激害松林、中害松林が出現し、このままの状況で推移すれば今後ますます被害がまん延するおそれがある。

このような被害状況にかんがみ今後の被害対策は、被害の奥部への

拡大を防止し、併せて高度公益機能松林を保護することを重点にして被害の実態等に応じた特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除及び地上散布の各種防除方法を合理的に組み合わせる等松くい虫対策を緊急かつ総合的に推進することとし、松くい虫被害対策特別措置法第3条の規定に基づき、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、昭和57年度以降の5箇年間において松林の被害をおおむね終息型の被害とするともに、松林の有する機能を確保することを目標として、次のとおり松くい虫の被害対策の実施計画を定める。

第1表 松くい虫被害の推移

年度	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
区分 (単位: 町)	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
被害材積	95,520	6081,196	2,100	5,841,99	5,981,20	6,751,19	9,299,7,880			
被害区域に含まれる市町村数	8	14	17	20	25	29	38	38	37	37

- (2) 実施方針
- ア 防除を行う松林について防除団地を設定し、基本方針に即し、被害防除団地からなる微害地域、中害防除団地からなる中害地域、激害防除団地からなる激害地域の3地域に区分するとともに、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を設定した。その内容は、附属図 (松くい虫被害対策地域区分図) で表示したとおりであり又、被害拡大防止松林の所在は附表の表一1のとおりである。
- イ 被害地域の区分に応じた被害対策の実施方針は、次のとおりである。

る。

激害地域においては、海岸保安林等の高度公益機能松林については、被害の程度地況等に応じ、特別伐倒駆除、伐倒駆除、特別防除等を実施し、森林の機能保持に努めるものとするが、激害松林は原則として樹種転換を促進するものとする。

中害地域においては、森林の機能保持の見込みのない激害松林について樹種転換を促進するものとする。被害拡大防止松林及び高度公益機能松林のうち中害松林は、特別伐倒駆除、特別防除を主体に実施し、微害松林は、伐倒駆除で防除するものとする。

微害地域については、原則として伐倒駆除により防除を徹底するが、一部の中害松林については、特別防除を実施するものとする。

- 2 松林群に関する事項
- 特別防除を行うべき松林群は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林を含む松林群であり、その位置は附属図 (松くい虫被害対策地域区分図) 及び附表の表一2のとおりである。
- 3 特定措置の計画的な実施に関する事項
- 特定措置の実施に当たっては、松林の有する公益性、地域の意向等を勘案して、次表に示す特定措置の基準を遵守して実施する。

(1) 特定措置の選択の基準

特 定 措 置	基 準
特 別 伐 倒 駆 除	1 激害、中害地域の被害が1%以上の松林 2 激害、中害地域の海岸部の高度公益機能松林及び特別防除を行う松林群の周辺で松林群と一体をなす高度公益機能松林
伐 倒 駆 除	1 被害地域の被害拡大防止松林 2 特別伐倒駆除の基準2の地域で地形等により特別伐倒駆除が実施できない高度公益機能松林 3 激害、中害地域の被害が1%未満の松林
地 上 散 布	1 激害、中害地域の被害がおおむね1%以上の松林 2 海岸部、平坦地の松林で周囲の環境、松林の状況等により特別防除が実施できない高度公益松林
樹 種 転 換	1 激害、中害地域で森林の機能保持の見込みのない激害松林及び被害拡大防止松林で感染源除去上樹種転換を必要とする松林

(2) 特定措置の市町村別計画

(単位：ha)

市 町 村	防除団地番号	松 林 の 機 能			特別伐倒 駆除	特 定 措 置			計 画		
		高度公益 機能松林	被害拡大 防止松林	そ の 他 松 林		計	伐倒駆除	特別防除		地上散布	樹種転換
岩 美 町	1	1,388	272	240	1,900	0	600	1,300	0	0	
		小 計	1,388	272	240	1,900	0	600	1,300	0	0
		2	196	0	4	200	0	50	150	0	0
福 部 村	3	28	107	0	135	0	135	0	0	0	
		小 計	224	107	4	335	0	185	150	0	0
		4	54	36	0	90	0	90	0	0	0
国 府 町	小 計	54	36	0	90	0	90	0	0	0	
		小 計	54	36	0	90	0	90	0	0	0

鳥 取 市	5	976	627	819	1,922	0	938	959	30	0
	6	74	214	0	288	0	288	0	0	0
高 岡 町	小 計	1,050	841	319	2,210	0	1,221	959	30	0
	7	129	467	99	695	0	455	219	12	9
鹿 野 町	小 計	129	467	99	695	0	455	219	12	9
	8	45	110	20	175	0	65	110	0	0
青 谷 町	9	267	291	0	558	0	558	0	0	0
	小 計	312	401	20	733	0	623	110	0	0
郡 家 町	10	58	334	62	454	0	147	300	0	7
	11	100	72	0	172	0	172	0	0	0
船 岡 町	小 計	158	406	62	626	0	319	300	0	7
	12	72	173	0	245	0	53	192	0	0
八 東 町	小 計	72	173	0	245	0	53	192	0	0
	13	8	50	0	58	0	58	0	0	0
若 桜 町	小 計	8	50	0	58	0	58	0	0	0
	14	40	36	0	76	0	76	0	0	0
河 原 町	小 計	40	36	0	76	0	76	0	0	0
	15	10	11	0	21	0	21	0	0	0
用 瀬 町	小 計	10	11	0	21	0	21	0	0	0
	16	75	65	0	140	0	140	0	0	0
小 計	小 計	75	65	0	140	0	140	0	0	0
	17	127	57	0	184	0	184	0	0	0
小 計	127	57	0	184	0	184	0	0	0	

佐治村	18	102	27	0	129	0	129	0	0	0
	小計	102	27	0	129	0	129	0	0	0
智頭町	19	72	0	0	72	0	72	0	0	0
	小計	72	0	0	72	0	72	0	0	0
泊村	20	18	0	0	18	0	0	0	18	0
	小計	18	0	0	18	0	0	0	18	0
羽合町	21	50	0	0	50	0	0	0	0	50
	小計	50	0	0	50	0	0	0	0	50
東郷町	22	995	235	0	1,230	30	0	1,000	0	200
	小計	995	235	0	1,230	30	0	1,000	0	200
三朝町	23	624	306	0	930	20	490	420	0	0
	小計	624	306	0	930	20	490	420	0	0
北条町	24	52	0	73	125	0	0	101	24	0
	小計	52	0	73	125	0	0	101	24	0
倉吉市	25	1,194	270	666	2,130	76	502	1,400	0	152
	小計	1,194	270	666	2,130	76	502	1,400	0	152
関金町	26	214	86	0	300	0	140	160	0	0
	小計	214	86	0	300	0	140	160	0	0
大栄町	27	44	0	0	44	0	0	20	24	0
	28	60	249	0	309	27	110	142	0	30
東伯町	29	104	249	0	353	27	110	162	24	30
	小計	104	249	0	353	27	110	162	24	30
東伯町	30	108	431	100	639	109	28	350	0	152
	小計	108	431	100	639	109	28	350	0	152
東伯町	30	221	26	0	247	0	247	0	0	0
	小計	221	26	0	247	0	247	0	0	0

赤碓町	小計	329	457	100	886	109	275	350	0	152
	31	19	395	32	446	73	80	238	0	55
中山町	小計	225	494	32	751	73	306	317	0	55
	38	18	0	0	18	3	0	15	0	0
名和町	小計	203	102	0	305	0	70	235	0	0
	34	23	0	0	23	0	23	0	0	0
大山町	小計	244	102	0	346	3	93	250	0	0
	36	302	11	0	313	0	70	243	0	0
岸本町	小計	59	82	0	141	9	35	97	0	0
	37	361	93	0	454	9	105	340	0	0
澁江町	小計	50	0	31	81	0	0	81	0	0
	38	441	64	0	505	0	120	385	0	0
日吉津村	小計	344	182	0	526	0	201	325	0	0
	40	835	246	31	1,112	0	321	791	0	0
米子市	小計	538	553	0	1,086	0	586	500	0	0
	41	533	553	0	1,086	0	586	500	0	0
米子市	小計	73	1,099	0	1,172	0	330	840	0	2
	42	73	1,099	0	1,172	0	330	840	0	2
米子市	小計	9	0	0	9	2	0	7	0	0
	43	9	0	0	9	2	0	7	0	0
米子市	小計	266	0	353	619	0	189	430	0	0
	44	266	0	353	619	0	189	430	0	0
米子市	小計	3	351	0	354	0	52	300	0	2
	45	3	351	0	354	0	52	300	0	2

境 港 市	小	46	215	52	0	267	0	267	0	0	0	0	0
	小計	47	27	0	0	24	27	0	0	0	0	0	0
会 見 町	小	48	4	477	0	481	0	140	341	0	0	0	0
	小計	49	21	367	0	388	0	269	119	0	0	0	0
西 伯 町	小	50	94	604	0	698	0	129	569	0	0	0	0
	小計	51	122	604	0	726	0	670	56	0	0	0	0
溝 口 町	小	52	50	118	0	168	0	168	0	0	0	0	0
	小計	53	19	10	0	29	0	29	0	0	0	0	0
江 府 町	小	58	19	10	0	29	0	29	0	0	0	0	0
	小計	59	59	10	0	29	0	29	0	0	0	0	0
合 計		10,502	9,722	1,999	22,223	376	9,397	11,683	108	659			

(3) 高度公益等松林群ごとの計画

松林群 番号	市町村	防除団 地番号	防除着手 予定年度	防除終了 予定年度	特別防除 終了後の 取り扱い	松 林 の 機 能 (単位ha)			被害の状況(単位ha)	備 考		
						高度公益 機能松林	被害防止 松林	その他 松林				
A-1	岩美町	1	57	59	伐倒駆除	898	162	240	0	1,300	0	周辺にタバコ栽培地、江尾養殖池
A-2	福部村	2	57	59	"	146	0	4	0	121	29	周辺にタバコ、ラッキョー栽培地
A-3	鳥取市	5	57	59	"	442	198	319	0	959	0	周辺に養魚池

A-4	気高町	7	57	59	"	2	118	99	0	180	39	周辺にタバコ栽培地、送電線
A-5	鹿野町	8	57	59	"	23	67	20	0	96	14	周辺にタバコ栽培地、牛舎、鶏舎
A-6	青谷町	10	57	59	"	30	208	62	0	300	0	周辺にタバコ栽培地、飲料水
A-7	郡家町	12	57	59	"	29	163	0	0	132	60	水源池2箇所、養蜂業者5名
A-8	東郷町	22	57	59	"	895	105	0	0	1,000	0	水源池1箇所
A-9	三朝町	23	57	59	"	308	112	0	0	340	80	水源池3箇所、養蜂業者2名
A-10	北条町	24	57	59	"	28	0	73	12	89	0	水源池5箇所、養蜂業者3名
A-11	倉吉市	25	57	59	"	734	0	666	73	1,137	190	水源池5箇所、養蜂業者3名
A-12	関金町	26	57	59	"	149	11	0	0	160	0	周辺に桑畑1箇所
A-13	大栄町	27	57	59	"	20	0	0	20	0	0	養蜂業者3名
A-14	"	28	57	59	"	0	142	0	0	142	0	
A-15	東伯町	29	57	59	"	30	220	100	0	347	3	周辺にスイカ畑
A-16	赤碓町	31	57	59	"	12	188	32	20	204	8	養蜂業者1名
A-17	"	32	57	59	"	0	85	0	0	85	0	
A-18	中山町	33	57	60	"	15	0	0	8	7	0	
A-19	"	34	57	59	"	173	62	0	0	34	201	周辺に果樹園
A-20	名和町	36	57	59	"	243	0	0	0	36	207	"
A-21	"	37	57	60	"	44	53	0	0	34	63	
A-22	大山町	38	57	59	"	50	0	31	5	70	6	
A-23	"	39	57	59	"	341	44	0	0	113	272	
A-24	"	40	57	59	"	254	71	0	0	0	325	周辺に桑畑
A-25	岸本町	41	57	60	"	256	244	0	0	363	137	周辺にスイカ畑、タバコ栽培地
A-26	淀江町	42	57	60	"	49	791	0	0	99	741	

A-27	日吉津村	43	57	60	"	7	0	0	0	7	0	
A-28	米子市	44	57	60	"	77	0	353	74	356	0	周辺に桑畑、タバコ栽培地
A-29	"	45	57	60	"	3	297	0	3	242	55	
A-30	会見町	48	57	59	"	2	339	0	0	93	248	周辺に柿、タバコ、スイカ栽培地
A-31	"	49	57	59	"	0	119	0	0	0	119	"
A-32	西伯町	50	57	59	"	75	494	0	0	35	534	
A-33	"	51	57	59	"	14	42	0	0	0	56	
計						5,349	4,335	1,999	215	8,081	3,387	

(4) 特別伐倒駆除の実施に当たつて留意すべき事項

- ア 焼却に当たつて留意すべき事項
 - (イ) 地域住民に特別伐倒駆除の実施を周知させるとともに、関係機関と連絡協議すること。
 - (ロ) 火災の原因とならないよう周囲に配慮して安全な場所で実施すること。
 - (ハ) 道路並びに民家近くで実施するときは、風向等を考慮して実施すること。
 - (ニ) 焼却後については灰等の残存物の処理に留意すること。
 - (ホ) 作業員の安全を図るため、難燃性の衣類を着用させる等安全対策に配慮すること。
- イ 被害木の搬出、破砕に当たつて留意すべき事項
 - (イ) 地域のチップ等の加工流通の状況を勘察しつつ、林道沿線等被害木の搬出が容易に行える所で実施すること。

(4) 枝条等木材チップによる破砕困難なものは、焼却すること。

- (5) 特別防除の実施に当たつて留意すべき事項
 - 特別防除を行う周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な事項
 - ア 人家・学校・観光施設等周辺は、原則として除外地域とし、当該施設に面した地域は風向及び風速によく注意して飛散しないようする。
- イ 道路等の交通機関
 - 早期に散布して交通に支障を来たさないように努めるが、必要に応じて関係機関の協力を得て、一時交通規制を行う。
- ウ 施設等利用者の集合する場所
 - 早期散布して利用者に支障を来たさないよう努めるが、必要に応じて当該施設の管理者の協力を得て、規制を行う。

エ 水源池浄水場等

周辺は、原則として除外区域とするが、区域内にあるもの等はビニールにより完全被覆する。

オ 魚介類の養殖場等

周辺は、除外区域とする。

カ 養ほうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所

防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは薬剤散布中みづちが果箱から外に出ないように措置する。

キ 果樹園・桑園・茶園等の農地

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにし、収穫期に達している農作物、桑等は散布前に収穫する。

ク 畜舎等

周辺は原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して、飛散しないようにする。

ケ 車両散布区域及びその周辺にある車両については、飛散のおそれのない区域に移動する等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

4 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 松くい虫被害対策特別措置法第4条第2項第4号の基準

ア 高度公益機能松林からおおむね2キロメートルの距離内に存する松林

イ 1.0ヘクタール以上の広がりをもつてまとまって存在する松林

(2) 地区実施計画は、鳥取県松くい虫被害対策実施計画の1～3に定め

る事項と調和しなければならない。

(なお、昭和57年4月現在、地区実施計画の対象となる松林群は存しない。)

5 その他

特定措置以外の被害対策が有効に機能するように、地区協議会等で被害対策の普及啓蒙を図るほか、予算の範囲内で、下記対策を実施するよう努めるものとする。

(1) 森林所有者等が自分の財産は自分で守るとの意識で地域の被害対策に取り組むよう啓発するとともに、自家燃料への利用等新たな活用方を推進する。

(2) 山土場及び貯木場に集積された被害材については、薬剤による防除を実施するほか、製材後の残材等は焼却するよう啓発する。

(3) 松くい虫被害により山地災害防止機能の低下している森林について、機能の早期回復を図るため、治山治水緊急対策措置法(昭和85年法律第21号)に基づき第6次治山事業5箇年計画に搭載された箇所について緊急に治山事業を実施する。(附表表3のとおり。)

(4) 森林所有者等が被害木等の伐採搬出等被害森林の整備を行うために必要な資金及び、搬出用機械器具の導入に要する資金の融資を申し込んだ時は、林業改善資金の貸付けを優先する。

(5) 地域森林計画に登録された林道であつて、利用区域内の被害森林を緊急に整備する必要がある路線にあつては、補助林道として優先的に採択する。

附 表

表一 1 被害拡大防止松林の位置等

市 町 村	防除区 地番号	面 積 ha	松 林 の 所 在
岩美町	1	272	60林班(1小班、J小班に限る。)、63林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、79林班内の松林(ただし、A小班、D小班を除く。)、90林班(E小班に限る。)、91林班(A小班、C小班~E小班に限る。)、92林班(C小班に限る。)、99林班内の松林(D小班、G小班に限る。)、100林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、101林班(A小班、B小班に限る。)、110林班(D小班、G小班に限る。)、111林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、112林班(A小班に限る。)、113林班内の松林、115林班内の松林、116林班内の松林、117林班内の松林、118林班内の松林、119林班内の松林、120林班内の松林、123林班(G小班、H小班、I小班に限る。)、125林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、142林班内の松林、143林班内の松林、156林班(D小班、G小班、H小班に限る。)、159林班内の松林、160林班内の松林(ただし、D小班を除く。)
福部村	3	107	省 略
国府町	4	36	省 略
鳥取市	5	627	4林班内の松林、5林班内の松林(ただし、D小班、F小班、I小班、J小班を除く。)、6林班(A小班~D小班に限る。)、7林班内の松林(ただし、E小班、G小班、H小班を除く。)、8林班内の松林(ただし、A小班、G小班、H小班を除く。)、9林班内の松林(ただし、G小班、H小班を除く。)、19林班(A小班、B小班に限る。)、21林班(A小班、B小班に限る。)、22林班(C小班を除く。)、24林班内の松林、25林班内の松林(ただし、E小班を除く。)、27林班内の松林、30林班内の松林、31林班内の松林、32林班内の松林(ただし、E I 小班を除く。)、33林班内の松林、34林班内の松林(ただし、J 小班、N 小班に限る。)、34林班内の松林、35林班内の松林、37林班内の松林、E 小班を除く。)、81林班(D 小班、86林班内の松林、87林班内の松林(ただし、B 小班を除く。)、80林班内の松林、85林班内の松林(ただし、C 小班、D 小班を除く。)、88林班(C 小班、D 小班に限る。)、96林班(G 小班、H 小班、I 小班に限る。)、117林班内の松林、K 小班に限る。)、118林班内の松林、116林班(A 小班、C 小班~E 小班、H 小班、I 小班に限る。)、117林班内の松林(ただし、G 小班、I 小班を除く。)、118林班内の松林、165林班内の松林、166林班内の松林(ただし、C 小班、D 小班を除く。)、168林班内の松林(ただし、B 小班、J 小班を除く。)、167林班(B 小班、C 小班、F 小班、G 小班に限る。)、170林班内の松林(A 小班、B 小班、G 小班を除く。)、171林班(B 小班、C 小班に限る。)、183林班内の松林(ただし、D 小班を除く。)、184林班(B 小班に限る。)、187林班(B 小班、D 小班、F 小班~H 小班に限る。)、188林班内の松林、204林班内の松林
鳥取市	6	214	省 略
気高町	7	467	8林班(A 小班~C 小班に限る。)、9林班内の松林(ただし、C 小班を除く。)、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林(ただし、A 小班、E 小班、F 小班を除く。)、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林(ただし、H 小班~J 小班を除く。)、23林班内の松林、24林班内の松林、25林班内の松林、26林班内の松林、27林班内の松林(ただし、E 小班、F 小班を除く。)、28林班内の松林(ただし、A 小班、B 小班を除く。)
鹿野町	8	110	38林班(H 小班~N 小班に限る。)、39林班内の松林(ただし、G 小班、H 小班を除く。)、40林班内の松林(ただし、G 小班、I 小班を除く。)、41林班(B 小班~D 小班に限る。)
鹿野町	9	291	省 略

青谷町	10	334	3林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、5林班内の松林(ただし、J小班を除く。)、6林班内の松林、38林班内の松林、39林班内の松林、43林班内の松林、49林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、40林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、41林班内の松林、42林班内の松林、43林班内の松林(ただし、G小班を除く。)、48林班(D小班に限る。)、87林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)、88林班(A小班に限る。)、92林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、95林班内の松林、97林班(A小班、B小班、I小班、J小班に限る。)、98林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)
青谷町	11	72	省略
郡家町	12	173	省略
船岡町	13	50	省略
八東町	14	36	省略
若桜町	15	11	省略
河原町	16	65	省略
用瀬町	17	57	省略
佐治村	18	27	省略
東郷町	22	235	4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、12林班(B小班~D小班に限る。)、43林班内の松林、44林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、45林班内の松林(ただし、A小班、G小班~I小班を除く。)、46林班内の松林(ただし、A小班~D小班を除く。)
三朝町	23	306	省略
倉吉市	25	270	13林班内の松林、14林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、15林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、18林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、19林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、73林班内の松林(ただし、G小班、H小班を除く。)、74林班内の松林(ただし、E小班、D小班を除く。)、77林班内の松林(ただし、A小班、G小班を除く。)、78林班内の松林(ただし、A小班、G小班を除く。)、83林班(I小班~M小班に限る。)、84林班(A小班、C小班~F小班に限る。)、85林班(A小班、C小班に限る。)、102林班(A小班に限る。)、103林班(C小班に限る。)、134林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、136林班内の松林(ただし、B小班を除く。)
関金町	26	86	省略
大栄町	28	249	16林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林
東伯町	29	431	7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林(ただし、D小班~F小班を除く。)、35林班内の松林(ただし、B小班、D小班を除く。)、36林班(G小班、I小班~K小班に限る。)、63林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、64林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、I小班~M小班を除く。)、65林班内の松林(ただし、J小班~R小班を除く。)、67林班内の松林(ただし、D小班を除く。)、68林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)、71林班内の松林、73林班(I小班~O小班に限る。)、74林班内の松林(ただし、J小班を除く。)、76林班(A小班~G小班に限る。)
東伯町	30	26	省略

赤碓町	31	389	3林班(D小班~H小班、O小班、P小班に限る。)、4林班内の松林(ただし、J小班~N小班を除く。)、37林班内の松林(ただし、E小班、F小班を除く。)、36林班内の松林(ただし、C小班、J小班、K小班を除く。)、52林班内の松林、55林班内の松林(ただし、I小班、H小班を除く。)、56林班内の松林、61林班内の松林(ただし、A小班、B小班、I小班を除く。)、62林班内の松林(ただし、A小班~C小班、H小班~K小班を除く。)、63林班内の松林(ただし、G小班、I小班~M小班を除く。)
赤碓町	32	105	省 略
中山町	34	102	1林班(H小班~L小班に限る。)、2林班(C小班、G小班に限る。)、3林班内の松林(ただし、A小班、F小班、J小班、M小班を除く。)、4林班(H小班に限る。)、19林班(H小班に限る。)、20林班内の松林、21林班(A小班、B小班に限る。)、24林班(K小班に限る。)、28林班(A小班、B小班に限る。)
名和町	36	11	省 略
名和町	37	82	13林班(A小班~D小班に限る。)、24林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、25林班内の松林(ただし、A小班、C小班を除く。)、26林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、28林班内の松林、30林班内の松林
大山町	39	64	10林班内の松林、31林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、36林班内の松林(ただし、C小班を除く。)、53林班内の松林(ただし、B小班~E小班を除く。)
大山町	40	182	省 略
岸本町	41	553	1林班内の松林、2林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)、4林班(E小班に限る。)、9林班内の松林(ただし、I小班を除く。)、12林班(A小班、F小班に限る。)、13林班内の松林、(ただし、A小班、F小班を除く。)、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林、21林班内の松林、22林班内の松林、23林班内の松林、24林班内の松林、25林班内の松林、27林班内の松林、28林班内の松林、29林班内の松林、30林班内の松林
淀江町	42	1,099	1林班内の松林(ただし、C小班、D小班、J小班~N小班を除く。)、2林班内の松林、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、22林班内の松林(ただし、N小班、O小班を除く。)
米子市	45	351	4林班内の松林(ただし、B小班を除く。)、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班内の松林、15林班内の松林、19林班内の松林
米子市	46	52	22林班(G小班、M小班~O小班、R小班~T小班に限る。)、23林班(B小班、C小班、E小班~I小班、M小班~O小班に限る。)
会見町	48	477	1林班内の松林、2林班内の松林、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、29林班(C小班~E小班に限る。)、30林班内の松林、31林班内の松林、32林班内の松林、33林班内の松林、34林班内の松林、35林班内の松林、36林班内の松林、37林班内の松林
会見町	49	367	省 略
西伯町	50	604	1林班内の松林、2林班内の松林、4林班内の松林、5林班内の松林、6林班内の松林、7林班内の松林、8林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、14林班内の松林、15林班内の松林、16林班内の松林、17林班内の松林、18林班内の松林、19林班内の松林

A-3	鳥取の松 鳥取市	鳥取市	959	<p>H小班に限る。)、39林班(D小班に限る。)、40林班(D小班、E小班に限る。)</p> <p>6林班(G小班、H小班に限る。)、7林班内の松林、8林班内の松林(ただし、G小班、H小班、I小班を除く。)、9林班(C小班に限る。)、83林班(G小班に限る。)、84林班内の松林(ただし、F小班、G小班を除く。)、85林班内の松林、87林班(F小班、G小班に限る。)、88林班内の松林、89林班内の松林、90林班内の松林、91林班内の松林、92林班(C小班、D小班に限る。)、94林班内の松林(ただし、B小班、G小班を除く。)、95林班内の松林、100林班内の松林(ただし、A小班、E小班を除く。)、96林班、97林班内の松林、98林班内の松林、99林班内の松林、100林班内の松林(C小班、E小班に限る。)、101林班内の松林、114林班内の松林、116林班内の松林、168林班(C小班、F小班に限る。)、167林班(F小班、G小班に限る。)、171林班(B小班、C小班に限る。)、200林班(B小班に限る。)</p> <p>5林班(M小班に限る。)、6林班の松林、7林班(A小班、B小班に限る。)、12林班(L小班~N小班に限る。)、13林班の松林、14林班の松林(ただし、F小班、G小班、H小班、I小班、J小班を除く。)、15林班を除く。)、16林班の松林(ただし、A小班、C小班、D小班、E小班を除く。)、21林班(A小班に限る。)、24林班(G小班、H小班に限る。)、25林班(A小班に限る。)、26林班、27林班(B小班~D小班に限る。)</p> <p>38林班内の松林、39林班内の松林、40林班内の松林、41林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)</p> <p>3林班(B小班、C小班、E小班、F小班に限る。)、5林班(F小班、H小班、I小班に限る。)、6林班の松林(ただし、E小班を除く。)、38林班の松林、39林班の松林(ただし、G小班、H小班、I小班、J小班を除く。)、40林班の松林(ただし、H小班を除く。)、41林班(D小班~F小班に限る。)、42林班の松林(ただし、D小班、E小班、G小班を除く。)、43林班(B小班を除く。)、48林班(E小班~J小班に限る。)、87林班の松林、88林班の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)、89林班の松林(ただし、D小班を除く。)、91林班の松林(ただし、C小班を除く。)、92林班の松林、94林班の松林(ただし、C小班を除く。)</p> <p>1林班内の松林、3林班内の松林、4林班内の松林、5林班内の松林(ただし、A小班~G小班に限る。)、8林班内の松林、12林班内の松林(ただし、H小班を除く。)、13林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、14林班内の松林(ただし、H小班を除く。)</p> <p>6林班(D小班、F小班に限る。)、11林班(G小班、H小班に限る。)、12林班内の松林(ただし、A小班を除く。)、10林班内の松林、15林班、17林班、17林班(G小班、H小班、I小班に限る。)、18林班内の松林、19林班内の松林(ただし、F小班を除く。)、21林班(H小班、I小班に限る。)、22林班(A小班に限る。)、23林班(D小班、I小班、J小班に限る。)、24林班内の松林、25林班、26林班、27林班、28林班、28林班(A小班、B小班、C小班、E小班に限る。)、29林班内の松林、30林班、31林班、32林班、32林班(A小班、B小班に限る。)、33林班(A小班に限る。)、34林班内の松林、35林班、35林班(A小班、B小班、C小班、D小班、E小班に限る。)、41林班内の松林、42林班、42林班(A小班、B小班、D小班、E小班に限る。)、40林班(C小班、D小班、E小班に限る。)、51林班内の松林(ただし、A小班、I小班、J小班を除く。)、53林班(E小班~J小班に限る。)</p> <p>1林班(J小班、K小班に限る。)、2林班(C小班、F小班に限る。)、4林班(A小班、B小班、D小班、E小班に限る。)、5林班(A小班、B小班に限る。)、6林班(B小班、C小班に限る。)、7林班(B小班、C小班、D小班、E小班に限る。)、11林班(H小班、I小班に限る。)、12林班(D小班、E小班、F小班、G小班に限る。)、13林班(D小班、E小班、F小班に限る。)、14林班(A小班、B小班、E小班に限る。)、15林班(A小班、B小班に限る。)、16林班(A小班に限る。)、54林班(A小班~F小班に限る。)、55林班(A小班~J小班に限る。)</p>
A-4	気高の松 気高郡 気高町	気高町	219	
A-5	鹿野の松 気高郡 鹿野町	鹿野町	110	
A-6	青谷の松 気高郡 青谷町	青谷町	300	
A-7	郡家の松 八頭郡 郡家町	郡家町	192	
A-8	真畑の松 東伯耆 東郷町	東郷町	1,000	
A-9	三朝の松 東伯耆 三朝町	三朝町	420	

A-10	北条の松 東伯郡 北条町	101	限る。) 59林班 (C小班に限る。) 96林班 (D小班に限る。) 122林班 (A小班に限る。) 123林班 (A小班~D小班に限る。)
A-11	倉吉の松 倉吉市	1,400	1林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) 2林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 3林班内の松林、4林班 (A小班に限る。) 5林班内の松林、6林班 (A小班、B小班に限る。) 7林班内の松林、9林班内の松林、10林班内の松林、11林班内の松林、12林班内の松林、13林班 (C小班に限る。) 15林班、16林班内の松林 (ただし、A小班、23林班内の松林、24林班内の松林、25林班内の松林 (ただし、A小班、D小班を除く。) 19林班内の松林、22林班内の松林、30林班内の松林、31林班内の松林、32林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) 28林班内の松林、30林班内の松林、140林班内の松林、141林班内の松林 (ただし、I小班を除く。) 148林班内の松林、149林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) 150林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。) 151林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 155林班 (B小班、D小班、F小班に限る。) 156林班 (ただし、A小班~C小班に限る。) 157林班内の松林、158林班 (A小班、D小班に限る。) 166林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 167林班 (J小班に限る。) 102林班 (A小班に限る。) 103林班 (C小班に限る。) 101林班 (J小班に限る。) 27林班 (E小班~G小班に限る。) 108林班 (C小班に限る。) 14林班 (C小班に限る。) 18林班 (D小班に限る。) 29林班 (H小班に限る。) 22林班 (ただし、A小班、H小班を除く。) 26林班 (A小班からD小班に限る。)
A-12	関金の松 東伯郡 関金町	160	1林班 (A小班~H小班、J小班に限る。) 2林班 (A小班~C小班に限る。) 32林班 (R小班に限る。) 33林班 (A小班、D小班、G小班、H小班に限る。) 34林班 (A小班、C小班~G小班に限る。)
A-13	大栄北の松 東伯郡 大栄町	20	1林班 (K小班に限る。) 2林班 (A小班に限る。) 24林班 (P小班に限る。)
A-14	大栄南の松 東伯郡 大栄町	142	18林班内の松林、19林班内の松林、20林班内の松林
A-15	東伯の松 東伯郡 東伯町	350	7林班 (A小班、E小班に限る。) 8林班 (A小班~D小班に限る。) 35林班 (ただし、A小班、E小班を除く。) 36林班内の松林、64林班 (I小班~N小班に限る。) 65林班内の松林 (ただし、L小班~R小班を除く。) 66林班 (E小班~K小班に限る。) 67林班 (A小班、C小班に限る。) 68林班 (A林班~G小班に限る。) 69林班内の松林 (ただし、G小班を除く。) 70林班 (A小班~C小班、N小班~S小班に限る。) 71林班 (A小班~F小班に限る。) 73林班内の松林 (ただし、I小班~N小班を除く。) 74林班 (C小班~H小班、N小班に限る。) 37林班 (A小班に限る。) 43林班 (D小班、E小班、G小班に限る。)
A-16	赤崎北の松 東伯郡 赤崎町	238	2林班 (K小班、L小班、N小班、O小班、Q小班~V小班に限る。) 3林班 (F小班、G小班、N小班~P小班に限る。) 36林班内の松林 (ただし、B小班~E小班を除く。) 38林班内の松林、52林班 (A小班~E小班、G小班、I小班、J小班に限る。) 53林班 (A小班、G小班に限る。) 55林班内の松林 (ただし、I小班に限る。) 56林班 (A小班~F小班に限る。) 57林班 (A小班に限る。) 61林班 (C小班~G小班、H小班に限る。) 62林班 (D小班~G小班、J小班、K小班に限る。) 63林班 (B小班~F小班、H小班に限る。)
A-17	赤崎南の松 東伯郡 赤崎町	79	5林班 (A小班~H小班に限る。) 6林班 (A小班~J小班に限る。) 7林班 (B小班、C小班に限る。) 9林班 (A小班、D小班~G小班に限る。) 36林班 (B小班~E小班に限る。)
A-18	御崎の松 西伯郡 中山町	15	1林班 (A小班~F小班に限る。)

A-19	中山の松	西伯郡 中山町	235	2 林班 (D小班~K小班に限る。)、3 林班 (B小班、D小班、E小班、G小班、H小班に限る。)、4 林班 (H小班に限る。)、18 林班 (C小班に限る。)、19 林班 (H小班~J小班に限る。)、20 林班内の松林、21 林班 (A小班、B小班に限る。)、22 林班 (J小班に限る。)、24 林班 (D小班~J小班に限る。)、25 林班 (B小班~G小班に限る。)、28 林班 (B小班~F小班に限る。)
A-20	名和の松	西伯郡 名和町	243	8 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、10 林班 (A小班、B小班に限る。)、11 林班内の松林 (ただし、I小班を除く。)、13 林班 (E小班~H小班に限る。)、14 林班内の松林 (ただし、E小班、I小班を除く。)
A-21	庄内の松	西伯郡 名和町	97	24 林班 (C小班、D小班に限る。)、26 林班 (B小班~E小班に限る。)、27 林班 (A小班~E小班に限る。)、30 林班 (A小班~D小班に限る。)
A-22	考靈山の松	西伯郡 大山町	81	56 林班内の松林、57 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)
A-23	大山の松	西伯郡 大山町	385	10 林班内の松林、30 林班内の松林、31 林班 (C小班、D小班に限る。)、32 林班内の松林、33 林班内の松林、34 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、35 林班内の松林、36 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、37 林班 (C小班、D小班に限る。)、38 林班 (G小班に限る。)、39 林班内の松林、40 林班内の松林、41 林班 (A小班、B小班、C小班、D小班を除く。)、42 林班 (A小班~C小班、D小班に限る。)、43 林班 (A小班~C小班、D小班に限る。)、44 林班 (A小班~C小班、D小班に限る。)、45 林班 (A小班~C小班、D小班に限る。)
A-24	赤松の松	西伯郡 大山町	325	37 林班 (B小班、C小班、E小班、G小班に限る。)、38 林班内の松林、39 林班内の松林、40 林班内の松林、41 林班内の松林、42 林班内の松林、43 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、44 林班内の松林、45 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、46 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)、47 林班 (G小班に限る。)、48 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、49 林班内の松林
A-25	岸本の松	西伯郡 岸本町	500	3 林班内の松林、4 林班内の松林 (ただし、E小班、I小班を除く。)、8 林班 (E小班~J小班に限る。)、10 林班 (D小班~G小班に限る。)、11 林班内の松林 (ただし、B小班、D小班、E小班、G小班を除く。)、12 林班内の松林 (ただし、B小班、D小班を除く。)、13 林班 (A小班~C小班、D小班に限る。)、14 林班内の松林 (ただし、I小班、J小班、K小班を除く。)、15 林班 (A小班、M小班を除く。)、16 林班 (R小班~V小班に限る。)、25 林班 (C小班、D小班に限る。)、27 林班 (B小班、F小班~N小班に限る。)、28 林班内の松林、29 林班内の松林、30 林班 (ただし、D小班~F小班に限る。)
A-26	淀江の松	西伯郡 淀江町	840	1 林班内の松林、2 林班内の松林 (ただし、M小班~O小班を除く。)、3 林班内の松林、4 林班内の松林、5 林班内の松林、6 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、10 林班内の松林、11 林班内の松林、12 林班内の松林、13 林班内の松林、14 林班 (A小班を除く。)、15 林班内の松林 (ただし、I小班)、16 林班 (A小班を除く。)、17 林班内の松林、18 林班内の松林、19 林班内の松林 (A小班を除く。)、20 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)、21 林班内の松林 (ただし、E小班、J小班、K小班、L小班を除く。)、22 林班 (A小班~F小班、O小班に限る。)
A-27	日吉津の松	西伯郡 日吉津村	7	1 林班 (B小班、C小班に限る。)
A-28	米子の松	米子市	430	3 林班 (K小班、M小班、N小班、O小班に限る。)、14 林班 (B小班、C小班に限る。)、16 林班 (E小班、G小班、H小班、I小班、M小班、N小班、O小班に限る。)、18 林班 (D小班、E小班、F小班に限る。)、19 林班 (C小班~G小班に限る。)、20 林班内の松林 (ただし、E小班、F小班を除く。)、1 林班内の松林、30 林班 (E小班、F小班に限る。)、31 林班 (F小班、G小班に限る。)、J小班、K小班、L小班、M小班、N小班、O小班、P小班、Q小班、R小班、S小班、T小班、U小班、V小班、W小班、X小班、Y小班、Z小班に限る。)
A-29	新山の松	米子市	300	4 林班内の松林 (ただし、C小班、F小班を除く。)、5 林班内の松林、6 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。)、7 林班 (A小班~C小班、E小班に限る。)、8 林班内の松林、9 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)、10 林班

4 米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町、西伯町、江府町、溝口町に係る松林の林班番号は、昭和53年3月鳥取県告示第281号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

(附属図(松くい虫被害対策地域区分図)は、省略し、鳥取県農林水産部造林課に備え置いて縦覧に供する。)